

平成30年8月2日

桑名市議会議長
竹石正徳様

桑名市議会議員政治倫理審査会
委員長 南澤幸美

桑名市議会議員政治倫理審査会結果報告書

平成30年6月22日付けで審査請求のあった件について、桑名市議会議員政治倫理条例第10条の規定に基づき報告します。

記

- 1 審査の対象となった議員の氏名
大森 啓
- 2 審査会結果報告書
別紙のとおり

大森啓議員に対する桑名市議会議員政治倫理審査会結果報告書

1 審査会の設置

平成30年6月22日付けで議員7名から桑名市議会議員政治倫理条例（以下「倫理条例」という。）第6条第1項の規定に基づく審査請求書が議長に提出された。議長は、同倫理条例第7条第1項の規定に基づき同日に審査会を設置し、同倫理条例第7条第2項及び第3項の規定に基づき各派代表者会議で委員選任について諮り、7名が委員に選任された。

2 審査の過程

本審査会は、審査に付された事件が政治倫理条例第5条第1号に規定されている「議員は、自らの行為により議会の名誉及び品位を損ない、市民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。」の政治倫理基準に抵触する行為があったか否かについて公平かつ慎重に審査を行った。

第1回審査会は、平成30年6月27日（水）に開催し、本審査会の正副会長を互選したのち、審査請求内容の確認、審査請求の対象となる事由の事実確認、今後の審査の進め方、第2回審査会の開催日程について確認した。

なお、今後の審査の進め方の補足事項として、

- ・倫理条例第9条第2項の規定に基づく審査対象議員の大森啓議員および関係者に対して、資料請求又は事情聴取等のための審査会への出席要求については不要とした。
- ・倫理条例第9条第3項の規定に基づく弁明の機会については、第2回審査会に弁明の機会を付与することを決定した。

第2回審査会は、平成30年7月4日（水）に開催し、審査請求事件の審議を行うよていであったが、冒頭、委員長から、再度、本人から議長に診断書の提出がされ、併せて診断書の休養期間終了日以降に弁明の機会を設けてほしい旨の回答書の提出がなされたとの報告があった。協議の結果、本人の事情を考慮し、第3回審査会に弁明の機会を付与することを決定した。

第3回審査会は、平成30年8月1日（水）に開催し、審査請求事件の審議を行った。

桑名市議会議員政治倫理条例第9条第3項に基づき大森啓議員から弁明があり、その主な内容としては

- ・20年まえの家庭内で起きた事件が心的外傷となりPTSDの症状が出るようになった。時々、自暴自棄になり自らの社会的地位を危うくする社会的自殺行

動、精神的な自傷行為を行うことがある。前回、今回の事案も多動性障害が心的外傷により増幅されて外部に現れた結果といえる。精神疾患については、精神障害者手帳2級を所持している状況である。

・通常は極めて普通に暮らし、仕事をしている。しかし複数のストレスや問題を抱えてしまった時、自分でも制御ができなくなり、自傷行動がしやすい。

・今後も付き合っていかなければならない傷病ではあるが、自分の疾患を注意深く観察し、対処することで今回のような事案は起こさないように努める。

・事件の新聞報道により、議会の信頼と名誉を傷つけたことに関して改めて、重ねてお詫び申し上げる。

との弁明であった。

弁明に対するお聞き漏らしとして委員から病気の発症を自覚した時期について質問があり「症状の自覚は心的外傷を受けた20年前から3年後ぐらいから人間関係のトラブルから始まった。」との説明がありました。また、委員から「自傷行為等の衝動は抑えられないものなのか。今後、事件を起こす可能性はないと断言できるのか」との質問があり、「今後については約束できるものではないが、弁明で申し上げたように注意深く観察し、対処することで同じ過ちは二度と繰り返さないようにしたいと強く思っている。」との説明がありました。

以上の本人からの弁明内容及び6月19日の新聞朝刊で報道された内容を踏まえ政治倫理基準に抵触するか否かについて審議を行った。

補足事項として、各委員から提出された意見は次のとおり。

畑 紀子委員	弁明を聞き、まずは治療に専念すべきと思う。 再度、このような事を繰り返してはいけない。また市民の代表者として適切かどうかを考えると政治倫理基準に違反していると思う。
飯田尚人委員	弁明を聞き、いろいろと考える点はあるが、今回は桑名市議会議員政治倫理条例第5条第1校第1号の政治倫理基準に違反すると判断する。
石田正子委員	デリケートな問題で判断も難しいと感じている。弁明を聞き、生い立ちの中でのいろいろな心的な影響というのは事実としてあると思う。そういう意味ではこれ以上重いことを繰り返さないためにも、治療に専念していただいて、健康を取り戻した時にまた次のことを考えていただきたい。
飯田一美委員	非常に複雑な家庭の中で育ってこういうような事件も起こしたと思うが、議員としては、市民の負託を受けた公人としての立場でい

	けば、悪いことをしたことには間違いがないのでそれなりの罰を受けていただきたいと思う。
伊藤研司委員	私も精神障害の人たちとかかわって30年になるが、議員としての立場は民間とは違うので、政治倫理基準に違反していると考える。
伊藤真人委員	本人の弁明にあったように本人が倫理条例に違反していることを認めている。よって、この条例に違反していると判断する。

3 審査の結果

審査請求事件について慎重に審査した結果、次の結論を得た。

政治倫理条例第5条第1号の規定に抵触するということについては、全員一致で認定した。

以上を審査会の結果とする。